第二千十九号

平成二十二年 二月十八日

> 山梨県知事 横 内 正

> > 明

次

目

道路の供用開始...... 計量法に基づく指定計量証明検査機関の指定...... 計量法に基づく指定定期検査機関の指定..... 示

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	公共測量の終了	公共測量の実施	基本測量の終了
	六十	六十	

教育委員会

平成二十二年度自動車等の運転免許試験等の実施......

般競争入札について (二件)......七四

の 他

落札者の決定に
\neg
しし
7
٠.

告

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関

を次のとおり指定した。

平成二十二年二月十八日

Щ

梨

県

示

山梨県告示第四十六号

公 報 第二千十九号 平成二十二年二月十八日

> 日 指定定期検査機関の名称

木

曜

一般社団法人山梨県計量協会

Ξ 指定の区分 甲府市中小河原町四百七十五番地

定期検査を行う地域

山梨県全域 (甲府市を除く。)

兀

質量計

指定の期間

五

六五 六五

六五

平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

山梨県告示第四十七号

査機関を次のとおり指定した。 計量法 (平成四年法律第五十一号)第百十七条第一項の規定により、 指定計量証明検

平成二十二年二月十八日

山梨県知事

横

内

正

明

指定計量証明検査機関の名称

一般社団法人山梨県計量協会

_ 住所

甲府市中小河原町四百七十五番地

Ξ 指定の区分

質量計

兀 計量証明検査を行う地域

六九

山梨県全域

五 指定の期間

. 七八

平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

山梨県告示第四十八号

設事務所において、この告示の日から平成二十二年三月十一日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成二十二年二月十八日

山梨県知事 横 内 正

明

7	7
÷	÷
/	١

県	種 道
県 道	類路の
野 四原 日	路
原 日 線 市 場	線
上	名
番地地先まで上野原市秋山字原居海戸官有無番地地先から	区間
五 八 九	(メートル) 長
日年二月十八八十二	期日開始の

公 告

平成二十二年四月一日に山梨県が設立を予定している公立大学法人山梨県立大学に当該 法人が行う業務に関し現に山梨県が有する権利及び義務を承継させるので、 の規定により、次のとおり関係書類を閲覧に供する。 地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号) 第六十六条第一項の規定により、 公立大学法人山梨県立大学に承継する権利及び義務の閲覧について 同条第二項

ことができる。 なお、異議のある債権者は、 閲覧期間満了の日までに書面で知事にその旨を申し出る

平成二十二年二月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

閲覧期間

る条例 (平成元年山梨県条例第六号) に定める県の休日を除く。) 平成二十二年二月十八日から平成二十二年三月二十三日まで (山梨県の休日を定め

= 受付時間

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

Ξ 閲覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部私学文書課

四 閲覧に供する書類

公立大学法人山梨県立大学の成立の日現在における公立大学法人山梨県立大学の資

産及び負債の見込みを明らかにする書類

五

五七〇)に問い合わせること。 詳細については、山梨県総務部私学文書課県立大学担当 (電話○五五 二三三 一

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成二十二年二月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

処分をした年月日 平成二十二年一月三日

処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 小俣鉄工

2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上吉田九百四十六番地三

3 代表者の氏名 小俣進

Ξ 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第三七〇八号

兀 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し

処分の原因となった事実 平成二十一年十二月七日付けで四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があった。

五

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

平成二十二年二月十八日

山梨県知事

横

内

正

明

処分をした年月日 平成二十二年一月十一日

一 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 長田設備工業所

2 主たる営業所の所在地 南都留郡山中湖村平野百八十一番地

3 代表者の氏名 長田庄

許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第五三二八号

兀 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、 管工事業、 ほ装工事業及

び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 止した旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成二十一年十二月十五日付けで四に掲げる建設業を廃

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律 次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年二月十八日

横 内 正

明

処分をした年月日 平成二十二年一月十一日

処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 有限会社中野建設

2 主たる営業所の所在地 都留市上谷六丁目九番二十八号

代表者の氏名 中野功夫

許可番号 山梨県知事許可 (特 一六)第四四五三号

事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工

五 止した旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成二十一年十二月十五日付けで四に掲げる建設業を廃

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律 次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年二月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

処分をした年月日 平成二十二年一月十二日

処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 有限会社創建ハウジング

2 主たる営業所の所在地 甲府市後屋町八十五番地四

3 代表者の氏名 山田省吾

許可番号 山梨県知事許可(般 二〇) 第八六七七号

兀 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 た旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成二十二年一月四日付けで四に掲げる建設業を廃止し

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号)第二十九条第一項の規定により、 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律 次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年二月十八日

山梨県知事 内 正

明

処分をした年月日 平成二十二年 月十八日

> 処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 株式会社岡工務所

主たる営業所の所在地 笛吹市御坂町成田二千五百四十三番地

代表者の氏名 岡くみこ

2

許可番号 山梨県知事許可(般 二一)第二二四三号

兀

Ξ

処分の内容石工事業、鋼構造物工事業、 ほ装工事業、 しゅんせつ工事業及び水道

施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 した旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成二十二年一月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止

基本測量の終了

•

があった。 年二月三日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、平成二十二

平成二十二年二月十八日

山梨県知事

横

内

正

明

作業種類 基本測量(精密測地網高度地域基準点測量作業)

作業期間

Ξ 作業地域 平成二十一年五月十一日から平成二十二年一月二十二日まで 大月市、北杜市、南巨摩郡増穂町、 南巨摩郡鰍沢町及び南巨摩郡早川町

• 公共測量の実施

者から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。 第一項の規定により、平成二十二年二月五日付けで甲府市上下水道事業管理者職務代理 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十二年二月十八日

山梨県知事 内 正 明

作業種類 公共測量 (修正数値図化・編集 地図情報レベル五〇〇)

作業期間 平成二十一年十二月二十八日から平成二十二年三月三十一日まで

甲府市北部及び甲斐市の一部 (甲府市上下水道局給水区域の一部)

作業地域

公共測量の終了

終了した旨の通知があった。 第二項の規定により、平成二十二年二月三日付けで昭和町長から次のとおり公共測量を 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

Щ

平成二十二年二月十八日

横 内 正 明

作業種類 数値図化 地図情報レベル二五〇〇

作業期間 平成二十一年七月三十日から平成二十二年一月二十九日まで

Ξ 作業地域 中巨摩郡昭和町

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成二十二年二月十八日

山梨県知事 横 内 正

明

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

六六の五並びに字前田三の一、三の二、四の一、四の二、五の一及び五の二の区域 笛吹市石和町広瀬字旦ノ越町一五八の二、一五八の一〇、一五九、一六六の二及び

公共施設の種類、位置及び区域

公水道	公共施設の種類
次の図のとおり	位置及び区域

に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所

Ξ 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市古上条町一一番地一 有限会社 明和ホーム 代表取締役 依田由紀夫

教育委員会

山梨県教育委員会訓令甲第二号

教 庁 育 務 所 般

埋蔵文化財センター

立 义 書 館

県 県 立立 博 物

県立 文学 学県立考古博物館 館館館

県総合教育センター 館

立 学 校

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年二月十八日

山梨県教育委員会

委員長 須 田

清

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程 (昭和三十二年山梨県教育委員会訓令甲第十号)の一部

を次のように改正する。 第一条中「午後五時三十分」を「午後五時十五分」に改める。

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第三号

県
立
文
学
市

中
立
支
共
市
中
中
中
中
中
中
中
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申
申

職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成二十二年二月十八日

山梨県教育委員会

委員長 田

清

職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令

の一部を次のように改正する。 職員の勤務時間の特例に関する規程(昭和四十六年山梨県教育委員会訓令甲第六号)

別表中「百六十時間」を「百五十五時間」に改める。

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第四号

校 般

県 立

శ్ఠ 山梨県立学校職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め

平成二十二年二月十八日

山梨県教育委員会

委員長 須 田

清

の一部を次のように改正する。 山梨県立学校職員の勤務時間に関する規程(平成四年山梨県教育委員会訓令甲第五号) 山梨県立学校職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

改める。 第二条中「十六時間」を「十五時間三十分」に、「三十二時間」を「三十一時間」に

第三条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第五条中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

第六条 (見出しを含む。) 中「半日勤務時間」を「四時間の勤務時間」に改める。

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する

公安委員会

平成二十二年度自動車等の運転免許試験等の実施

う。)、法第九十七条の二の規定に該当する者についての運転免許試験 (以下「一部免 審査(以下「審査」という。)を次のとおり実施する。 及び道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第十八条の五の規定による 除試験」という。)、法第百条の二第二項の規定による再試験 (以下「再試験」という。) 能検査」という。)、法第九十七条の規定による運転免許試験 (以下「免許試験」とい 五号。以下「法」という。) 第八十九条第二項の規定による運転技能の検査 (以下「技 平成二十二年四月から平成二十三年三月までの、道路交通法 (昭和三十五年法律第百

平成二十二年二月十八日

Щ

梨

県

公 報

第二千十九号

平成二十二年二月十八日

山梨県公安委員会

員

井 洋

技能検査

に限る。) 普通自動車免許(AT車	を除く。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	中型自動車免許	大型自動車免許	検
が動車	う動車	動車	動	查
· 免 許	免許	· 免 許	· 免 許	の
Â	Â	#1	#1	種
工車	工車			類
日を除く。)	日を除く。) 日を除く。) (休)の一角の一角の一角の一角の一角の一角の一角の一角の一角の一角の一角の一角の一角の	除く。) 除く。) 除く。) 除く。) 除く。) 除く。) 除く。) 除く。) 原の休日(免許課 科県条例第六号)第一条第 山梨県教 科県条例第六号)第一条第 山梨県教 科県条例第六号(山梨県の休日 山梨県教	検査日
			ンター)	検査場所

二 免許試験

自動車等の運転に必要な適性についての免許試験

普通自動車第二種免許(車に限る。) 普通自動車仮免許 (AT	を除く。) 普通自動車免許 (AT車	AT車を除く。) 普通自動車第二種免許 (大型自動車第二種免許	免許の種類
毎週火曜日及び木曜日 (休日			β	を余く。)毎週月曜日及び水曜日(休日)	試験日
		言る近十二人	で ・	高沙八百二十五番也山梨県南アルプス市下	試験場所

	原動機付自転車免許曜日(休日の事業の場合を表現しています。	小型特殊自動車免許の運転免許調	普通自動二輪車免許	大型自動二輪車免許	牽引免許	大型特殊自動車免許	牽引第二種免許	于 十 子 上 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	大型寺洙自動車第二重充	中型自動車第二種免許毎週金曜日	中型自動車免許 毎週水曜日	中型自動車仮免許 毎週火曜ロ	大型自動車免許毎週木曜日	大型自動車仮免許毎週月曜日	車を除く。)	普通自動車仮免許 (AT ̄ ̄ ̄ ̄ ̄ ̄	に限る。) 普通自動車免許(AT車	AT車に限る。) を除く。)
。 月 第 一 火 	[を除く。) - - - - - - - - - - - -	こおりては毎週ドースの一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の								毎週金曜日(休日を除く。)	口(休日を除く。)	毎週火曜日(休日を除く。)	口(休日を除く。)	毎週月曜日(休日を除く。)				
合交通センター)	山梨県警察本部交通部	高少へ写二十5番也 山梨県南アルプス市下																
中型自動車仮免許	大型自動車免許	大型自動車仮免許	車を除く。) 普通自動車仮免許(AT	に限る。)	普通自動車免許(AT車	A T 車に限る。) 普通自動車第二種免許 (車に限る。)	普通自動車仮免許(AT	を除く。)	普通自動車免許 (AT車	AT車を除く。) 普通自動車第二種免許(大型自動車第二種免許	免許の種類		2.自助恒等の重伝こめ要は支能こつ1()			
	毎周 木 を余く。	毎週月曜日(休日を除く。)			,	を除く。)毎週火曜日及び木曜日(休日				,		- を除く。) - 毎週月曜日及び水曜日 (休日	討	・打角はこりての名言言馬	支能こつ1Cのも午式食	限る。の住所区域に住所のある者に	ひとする者は、当該警察署ようとする者は、当該警察署で免許を受け	こ指定したヨンとする。 (休日に当たった場合は、
<u></u>						<u> </u>						H						別目二番二号

に限る。) 普通自動車免許(AT車			車に限る。) 普通自動車仮免許(AT	を除く。) 普通自動車免許 (AT車	A T 車を除く。) 普通自動車第二種免許(大型自動車第二種免許毎週月曜日	免許の種類試	3 自動車等の運転に必要な知識につい	普通自動二輪車免許	大型自動二輪車免許	牽引免許	大型特殊自動車免許	牽引第二種免許	計	大型特殊自動車第二種免	中型自動車第二種免許 毎週金曜日	
	万 て オ 曜 E (ヤ E	毎周火翟ヨ及び木翟ヨ / 木ヨ				E 余、。) 毎週月曜日及び水曜日 (休日)	験 日	ての免許試験								(休日を除く。)	
					合交通センターン運転免許課(山梨県総加梨県警察本部交通部	高少人百二十三番也 山梨県南アルプス市下	試験場所										
1	Ξ																
—	部免除試験				原動機付自転車免許	小型特殊自動車免許	普通自動二輪車免許	大型自動二輪車免許	大型特殊自動車免許	牽引第二種免許			中型自動車第二種免許	中型自動車仮免許	大型自動車仮免許	車を除く。)	普通自動車仮免許 (AT
		限る。	の住所区域に住所のある者にようとする者は、当該警察署なお、警察署で免許を受け	に指定した日)とする。(休日に当たった場合は、別、八月及び三月は毎週火曜日	曜日及び第三火曜日。ただし警察署においては毎月第一火曜日(休日を除く。)	- センター) においては毎週水運転免許課 (山梨県総合交通							毎週金曜日(休日を除く。)	毎週火曜日(休日を除く。)	毎週月曜日(休日を除く。)		
週性についての免許試験		察署	住所区域を管轄する警見を許を受けようとする	山梨県警察本部交通部山梨県都留市下谷三丁		高砂八百二十五番地山梨県南アルプス市下							ı				

	普通自動車仮免許	中型自動車仮免許	大型自動車仮免許	原動機付自転車免許	小型特殊自動車免許	普通自動二輪車免許	大型自動二輪車免許	牽引免許	大型特殊自動車免許	普通自動車免許	中型自動車免許	大型自動車免許	牽引第二種免許	計 許 大型特殊自動車第二種免	で 入 居園 三 会・ 一 利 行言	普通自動車第二種免許	中型自動車第二種免許	大型自動車第二種免許	免許の種類
•		f. E 3 B	- 木ヨを余く。) 毎週月曜日から金曜日まで (- く。	- に規定する卒業証明書を有す 及び法第九十九条の五第五項 条第二項後段に規定する書面	- る。)。 ただし、法第八十九	「項第三号に該当する者に限 月四日は法第九十七条の二第	課都留分室は平成二十三年	から金曜	試験日
	合交通センター)	運転免許課(山梨県総山梨県警察本部交通部	高少八百二十五番也山梨県南アルプス市下								°)	四に該当する者を除く七十号)第三十四条の	和三十五年政令第二百道路交通法施行令(昭	運転免許課都留分室 (山梨県警察本部交通部目二番二号)	山梨県都留市下谷三丁	合交通センター)運転免許課(山梨県総	山梨県警察本部交通部	山梨県南アルプス市下	試験場所
許	大型特殊	中型自動	中型自動	中型自動	大型自動	大型自動	車を除く	· に ! 限	普通自動	A 普通自動	<u> </u>	車こ限で	を除く。	音 A T 車	普通自動	大型自動	免	言言证明	

1. また。 2. 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び技能についての免

許 大型特殊自動車第二種免	中型自動車第二種免許	中型自動車免許	中型自動車仮免許	大型自動車免許	大型自動車仮免許	車を除く。) 普通自動車仮免許(AT	に限る。) 普通自動車免許(AT車	AT車に限る。) 普通自動車第二種免許(車に限る。) 普通自動車仮免許(AT	きいでである。) き通自動車免許(AT車	AT車を除く。) 普通自動車第二種免許(大型自動車第二種免許	免許の種類
	毎週金曜日(休日を除く。)	毎週水曜日(休日を除く。)	毎週火曜日(休日を除く。)	毎週木曜日(休日を除く。)	毎週月曜日(休日を除く。)			を除く。) 毎週火曜日及び木曜日 (休日			β.	を余く。)毎週月曜日及び水曜日(休日	試験日
										# 3.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2	高交通アンターン 運転免許課(山梨県総の出梨県警察本部交通部 山梨県警察本部交通部	高少八百二十五番也 山梨県南アルプス市下	試験場所

Щ 梨 県公報 第二千十九号

大型自動二輪車免許

大型特殊自動車免許

普通自動車免許

中型自動車免許

平成二十二年二月十八日

3 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び知識についての免 普通自動二輪車免許 大型自動二輪車免許 牽引免許 大型特殊自動車免許 牽引第二種免許

| 普通自動 | 輪車免許

許試験

大型自動車免許	許大型特殊自動車第二種免	普通自動車第二種免許	中型自動車第二種免許	大型自動車第二種免許	免許の種類
	兄の先		月四日は歩筒ルトに添り上筒課都留分室は平成二十三年一 に乗り詰	いら金曜日まで(試験日
当年9言言書を紹介の 十四条の四に該当する 者を除く。)	重云色午粿祁留分置、山梨県警察本部交通部目二番二号	山梨県部留庁下等三川合交通センター)	重云色午果、山梨県窓山梨県警察本部交通部	高少人(ヨーニュ香也) 山梨県南アルプス市下	試験場所

					四						
普通自動二輪車免許	大型自動二輪車免許	原動機付自転車免許	当する者を含む。)十号) 附則第十四条に該律(平成十六年法律第九律(平成十六年法律第九通法の一部を改正する法・通法の一部を改正する法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	免許の種類	再試験	普通自動車仮免許	中型自動車仮免許	大型自動車仮免許	原動機付自転車免許	小型特殊自動車免許	
	· ·	を余く。)毎週水曜日及び金曜日(休日	を除く。)	試験日			 				
			通センター)転免許課(山梨県総合交山梨県警察本部交通部運砂八百二十五番地	試験場所		合交通センター)	重运免午果~山梨是総山梨県警察本部交通部	高少人 山梨県南アルプス市下			

五審査

技能による審査

	大型自動車免許	大型自動車第二種免許	免許の種類
		毎週月曜日(休日を除く。)	審
1 秀児警察才音珍児	₹ 3	11/	審查場所

2 書面による審査	普通自動二輪車免許	大型自動二輪車免許	牽引免許	大型特殊自動車免許	普通自動車仮免許	普通自動車免許	普通自動車第二種免許	中型自動車仮免許	中型自動車免許	中型自動車第二種免許	大型自動車仮免許
				毎週金曜日(休日を除く。)			毎週水曜日(休日を除く。)			毎週火曜日(休日を除く。)	
										り終合交通十二人	
のである。	十五日マ	● 一般	۲	動	3 する	2 の <u></u> 他	1 間 は 技	六その	普通	大刑	大刑

	普通自動車免許	T車に限る。) 普通自動車第二種免許 (A		中型自動車免許		中型自動車第二種免許	大型自動車免許		免許の種類
	休日を除く。)								
一部選車を記記者にある。	14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14.	山梨県都留市下谷三)	県総合交通センター	部運転免許課 (山梨	山梨県警察本部交通	地高列目二日	下高少し百二十五番	, ,	審查場所

普通自動二輪車免許	大型自動二輪車免許	大型特殊自動車免許

- は、午前八時三十分から同九時までとする。 72能検査、免許試験、三の2及び3の一部免除試験、再試験並びに審査の受付時
- 心の受付時間は、午後一時から同一時三十分までとする。ただし、法第九十七条 るものとする。 |第二項に定める確認を受けようとする者については、予約制とし、時間を指定
- 〒免許及び中型自動車免許の技能試験については、予約制とする。 /型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許、大型自
- 13能試験は、積雪その他天候等により、試験を実施することが危険な場合は中止

放競争入札について

くラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るも Jおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月

平成二十二年二月十八日

山梨県警察本部長

西

郷

正

実

一般競争入札に付する事項

役務の名称及び数量

交通安全支援事業委託 一式

2 役務の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 履行期間

平成二十二年五月一日から平成二十二年十月三十日まで

4 履行場所

山梨県内各警察署管轄区域内

5 入札方法

七四

額を入札書に記載すること。 であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金 り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者 る額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す

二 一般競争入札の参加資格

- 1 しない者であること。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の四の規定に該当
- 2 参加することができる者であること。 に必要な資格等 (平成二十一年山梨県告示第百二十四号)の一に定める競争入札に 平成二十一年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者
- 3 指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこ この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る
- あっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみ 者が、その者に係る同法第百九十九条第一項の更生計画認可の決定があった場合に されていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた ととされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。) をしていない、又はこれがな 基づき更生手続開始の申立て(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によるこ 会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号) 第十七条第一項又は第二項の規定に
- 5 民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号)第二十一条第一項又は第二項の規 は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。 者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあって ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その 定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。
- 6 二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法 (大正十一年法律第七十二号) 第十
- 7 現に、 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していな
- 8 一条に規定する暴力団員が経営し、 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号) 又は実質的に経営を支配していないこと。

Щ

梨

県 公

報

第二千十九号

平成二十二年二月十八日

的としていないこと。 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目

9

純資産一千万円以上の法人であること

10

- 11 して刑に処せられたことがないこと。 法人向けサービスの業歴が二年以上であり、過去二年以内において当該業務に関
- 12 づき研修を実施していること。 業務知識・遂行能力向上のための研修に関する規程を定めており、当該規程に基
- 13 自主検査に関する規程を定めており、当該規程に基づき自主検査を実施している
- 報奨・ペナルティに関する規程を定めていること。
- 15 14 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。
- 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。
- 17 16 あること。 められる者を含む。) に次のアからオまでのいずれかに該当する者のいない法人で 行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、 顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執
- 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 1 った日から起算して二年を経過しない者 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな
- ウ 公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由が 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家
- I あって、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの 六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者で 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の
- アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

\equiv 入札手続等

- 1 交通部交通企画課企画係 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号四〇〇 〇〇三二 山梨県甲府市中央一丁目十番一号 電話〇五五 二三五 二一二一 山梨県警察本部
- 2 入札説明書の交付方法

除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の1の交付場所 において交付する。 (平成元年山梨県条例第六号) に定める県の休日 (以下「県の休日」という。) を この公告の日から平成二十二年三月一日 (月)までの山梨県の休日を定める条例

3 入札及び開札の日時及び場所

平成二十二年三月三十日 (火)午後二時 山梨県警察本部交通部交通企画課三階

郵送による入札書の受領期限及び場所

課企画係 (郵便番号四〇〇 平成二十二年三月二十九日 (月) 午後四時までに山梨県警察本部交通部交通企画 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号) に必

入札の無効

着すること。

5

その他山梨県財務規則 (昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。) 反した者の行った入札、 第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違 入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札

6 落札者の決定方法

をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 て、規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格 この公告に示した役務を履行できると山梨県警察本部長が認めた入札者であっ

四

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3

契約保証金

らない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければな

4 入札者に求められる事項

すことを証明する書類をこの公告の日から平成二十二年三月五日 (金) までの県の 休日を除く毎日、 この一般競争入札に参加を希望する者は、 午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の 入札説明書に示す入札参加資格を満た

場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否

6 落札の効果

本入札における落札の効果は、平成二十二年四月一日に平成二十二年度予算発効

時において効力を生ずるものとする。

7 その他

詳細は、 入札説明書による。

Summary

Nature and quantity of the services to be required

Outsourcing of traffic safety support project, 1 set

Date and time for tender

2:00PM March 30, 2010

N

Bureau in charge

ယ

Planning Section, Traffic Planning Division, Traffic Department, Yamanashi

Kofu-shi Yamanashi-ken 400-0032 Japan TEL 055-235-2121

Prefectural Police Headquarters 10-1 Chuo 1-chome

一般競争入札について

十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るも 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、干九百九十四年四月

のである。

平成二十二年二月十八日

一般競争入札に付する事項 山梨県警察本部長

西

郷

正

実

1 役務の名称及び数量

地域安全パトロール事業業務委託 一式

2 役務の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3

平成二十二年五月一日から平成二十二年十月三十日まで

4 履行場所

山梨県内各警察署管轄区域内

5

り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者 る額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切 額を入札書に記載すること。 であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す

二 一般競争入札の参加資格

- 1 しない者であること。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当
- 2 参加することができる者であること。 に必要な資格等 (平成二十一年山梨県告示第百二十四号)の一に定める競争入札に 平成二十一年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者
- 3 指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこ この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る
- あっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみ 者が、その者に係る同法第百九十九条第一項の更生計画認可の決定があった場合に されていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた ととされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。) をしていない、又はこれがな 基づき更生手続開始の申立て(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によるこ 会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号) 第十七条第一項又は第二項の規定に
- 5 民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号)第二十一条第一項又は第二項の規 は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。 者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあって ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その 定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。
- 7 二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

民事再生法附則第二条による廃止前の和議法 (大正十一年法律第七十二号) 第十

6

法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していな

- 二条に規定する暴力団員が経営し、又は実質的に経営を支配していないこと。 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号) 第
- 9 的としていないこと。 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目
- 10 純資産一千万円以上の法人であること。
- して刑に処せられたことがないこと。 法人向けサービスの業歴が二年以上であり、過去二年以内において当該業務に関
- 12 業務知識・遂行能力向上のための研修に関する規程を定めており、当該規程に基 づき研修を実施していること。
- 13 自主検査に関する規程を定めており、当該規程に基づき自主検査を実施している
- 報奨・ペナルティに関する規程を定めていること。
- 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。
- 17 16 15 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること
- あること。 められる者を含む。)に次のアからオまでのいずれかに該当する者のいない法人で 行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認 役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、
- 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 1 った日から起算して二年を経過しない者 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな
- ウ 公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由が 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家
- あって、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの 六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者で 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の
- アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

Ξ

契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号四〇〇 ○○三 山梨県甲府市丸の内一丁目九番十九号 山梨県警察

Щ

梨

本部生活安全部生活安全企画課生活安全第一係 電話〇五五 二三五 二一二一

2 入札説明書の交付方法

除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の1の交付場所 において交付する。 (平成元年山梨県条例第六号) に定める県の休日 (以下「県の休日」という。) を この公告の日から平成二十二年三月一日 (月)までの山梨県の休日を定める条例

3 入札及び開札の日時及び場所

平成二十二年三月三十日 (火)午後二時 県民会館 (山梨県甲府市丸の内一丁目

九番十一号)四階四〇三会議室

郵送による入札書の受領期限及び場所

目六番一号) に必着すること。 安全企画課生活安全第一係 (郵便番号四〇〇 平成二十二年三月二十九日 (月) 午後四時までに山梨県警察本部生活安全部生活 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁

5 入札の無効

その他山梨県財務規則 (昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。) 反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札 第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違

6 落札者の決定方法

て、規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格 この公告に示した役務を履行できると山梨県警察本部長が認めた入札者であっ

兀 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

3 契約保証金

らない。ただし、 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければな 規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、 入札説明書に示す入札参加資格を満た

> 場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。 休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の すことを証明する書類をこの公告の日から平成二十二年三月五日 (金) までの県の

5 契約書作成の要否

6 落札の効果

時において効力を生ずるものとする。 本入札における落札の効果は、平成二十二年四月一日に平成二十二年度予算発効

その他

7

詳細は、 入札説明書による。

Nature and quantity of the services to be required

Summary

Outsourcing of community safety patrol service, 1 set

N Date and time for tender

2:00PM March 30, 2010

ယ Bureau in charge

First Community Safety Section, Community Safety Planning Division,

Community Safety Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters

9-19 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-0031 Japan

TEL 055-235-2121

そ の 他

落札者の決定について

シュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。 次のとおり落札者を決定した。 なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ

平成二十二年二月十八日

山梨県立中央病院管理局長 若

月

茂

樹

落札に係る購入物品等の名称及び数量

全身用 X線コンピュー タ断層撮影装置 (CT装置)

式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立中央病院管理局総務課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号

発行者	山梨県
山梨	県公報
県 甲府	第二千十九号
市丸の内二	
甲府市丸の内一丁目六番一号	成二十二年
号	平成二十二年二月十八日
印刷所	
㈱サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
目六番	
	八〇